

狭山市立地域スポーツ施設
及び狭山市立狭山台図書館
指定管理者募集要項

令和 7 年 6 月
狭山市教育委員会

狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市狭山台図書館
指定管理者募集要項

目次

1. 施設の名称及び設置目的	1
2. 施設の概要	1
3. 休業（館）日及び利用時間	2
4. 指定管理者が行う業務	3
5. 管理基準	4
6. 指定期間	4
7. 指定管理に係る経費等	4
8. 応募資格	5
9. 責任分担	6
10. 指定管理者に対する監督・監査	6
11. 指定管理業務の継続が困難となった場合における措置	6
12. 一括委託の禁止	7
13. 原状回復義務	7
14. 説明会及び施設見学会	7
15. 質問書の受付	8
16. 申請書等の提出	8
17. 応募関係書類	8
18. 提出部数	11
19. 指定管理者候補者の選定	11
20. 選定結果の通知	12
21. 指定管理者の指定及び協定の締結等	12
22. その他	13
23. 問い合わせ先	13

狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館指定管理者募集要項

狭山市立地域スポーツ施設（以下「地域スポーツ施設」という。）及び狭山市立狭山台図書館（以下「狭山台図書館」という。）の指定管理者を次のとおり募集します。

1. 施設の名称及び設置目的

(1) 地域スポーツ施設

地域スポーツ施設は、狭山市立地域スポーツ施設条例（以下「スポーツ施設条例」という。）において、市民の生涯にわたるスポーツ・レクリエーションの振興を図るために設置された施設です。

(2) 狭山台図書館

狭山台図書館は、狭山市立図書館条例（以下「図書館条例」という。）において、市民の教育と文化の発展に寄与するため、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、設置された施設です。

2. 施設の概要

(1) 所在地 狭山市狭山台1丁目29番地2他

(2) 開館時期 平成5年7月1日

(3) 施設規模等

① 敷地面積 14,346.77㎡

② 建物面積

ア 体育館・図書館棟 2,565.71㎡

イ プール棟 3,036.90㎡

③ 構造

ア 体育館・図書館棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階

イ プール棟 鉄筋コンクリート造地下1階・地上1階

(4) 施設内容

① 体育館・図書館棟

ア 1階 1,301.02㎡

・体育館 236.75㎡

（事務室、休憩室、小体育室、器具庫、会議室、男女更衣室、印刷室）

・図書館 621.39㎡

（開架室、閉架書庫、積替作業所、倉庫）

・共用施設 442.88㎡

（空調機械室、作業員控室、身障者更衣室・トイレ、男女トイレ、倉庫、ホール・廊下等）

イ 2階 1,264.69㎡

・体育館 779.78㎡

(アリーナ、器具庫、談話コーナー、その他)

・図書館 366.39㎡

(事務室、視聴覚室、対面朗読室、おはなしのへや、調整室、倉庫、廊下)

・共用施設 118.52㎡

(空調機械室、身障者トイレ、男女トイレ、廊下等)

② プール棟

ア 地階 1,518.45㎡

(駐車・駐輪場)

イ 1階 1,518.45㎡

(管理棟、休憩室、男女更衣室、身障者更衣・トイレ、男女トイレ、器具庫、機械室等)

一般用プール (25m×15m) 372.60㎡

幼児用プール 40.80㎡

(注) 配置図・平面図等は、別紙のとおりです。

3. 休業(館)日及び利用時間

スポーツ施設条例及び図書館条例による休業(館)日及び利用時間は、次のとおりですが、指定管理者が、サービス水準や経費等を柔軟に検討し、提案していただくことも可能です。なお、提案内容の実施に当たっては、狭山市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認が必要となります。

(1) 地域スポーツ施設

①休業日

・毎月の第2月曜日及び第4月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日である場合は、その翌日以後最初に到来する休日に当たらない日)

・年末年始(12月28日から1月4日まで)

②プールの開設期間

6月15日から9月30日まで

③利用時間

・体育館 午前9時から午後10時まで

・プール 午前9時から午後6時まで

(2) 狭山台図書館

①休館日

ア 月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条第1項及び第3項に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その翌日以後最初に到来する休日に当たらない日)

【平成 28 年度から令和 7 年度までは、指定管理者からの提案、協議により毎月第 2 月曜日・第 4 月曜日とすることで、教育委員会は承認しましたが、現行の休館日につきましては見直しを検討しています。】

- イ 12月28日から翌年の1月4日までの日
- ウ 館内整理日（毎月末日。ただし、その日が日曜日、土曜日若しくは休日又は上記アに規定する日に当たるときは、その翌日以後最初に到来するこれらの日に当たらない日）
- エ 特別整理期間（毎年10日以内で教育委員会が別に定める日）

②利用時間

- ・午前9時から午後5時まで

【令和4年度から令和7年度までは、指定管理者からの提案、協議により午前9時30分から午後8時までとすることで、教育委員会は承認しましたが、現行の利用時間につきましては見直しを検討しています。】

4. 指定管理者が行う業務

(1) 地域スポーツ施設

- ① 地域スポーツ施設の利用申請に対してスポーツ施設条例及び狭山市立地域スポーツ施設管理規則（以下「スポーツ施設管理規則」という。）に基づいて利用許可を与えること。
- ② 地域スポーツ施設の利用の許可（利用許可書の発行）にあたり、利用料金を納期限までに収受すること。
- ③ スポーツ及びレクリエーションに係る自主事業の実施に関すること。

(2) 狭山台図書館

- ① 狭山台図書館における資料の整理、保存及び利用、並びに狭山台図書館の施設の利用に関すること。
- ② 狭山台図書館の利用及び読書活動の促進に資する事業の実施に関すること。
- ③ 自主事業の実施に関すること。

(3) 共通業務

- ① 地域スポーツ施設及び狭山台図書館の建物、設備、物品等の維持管理に関すること。
- ② その他、地域スポーツ施設及び狭山台図書館の管理運営上必要と認められること。
 - ※1 上記（1）①については、狭山市公共施設予約システムにより行います。
 - ※2 自主事業を実施するにあたっては、あらかじめ教育委員会と協議する必要があります。
 - ※3 自主事業に要する経費は、利用料金及び参加費等利用者から徴収する料金や

指定管理者の自己財源で賄います。指定管理料を充てることはできません。

- ※4 指定管理者が行う業務の内容や実施方法等は、「狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館指定管理業務仕様書」及び「狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館指定管理業務の細目」に定めるところによりま
す。

5. 管理基準

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に地域スポーツ施設及び狭山台図書館の運営を行なうこと。
- (2) 地域スポーツ施設及び狭山台図書館の施設等の維持管理を適切に行なうこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

6. 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。

7. 指定管理に係る経費等

(1) 利用料金制度の採用

地域スポーツ施設の管理運営にあたっては、利用料金制度を採用し、指定管理者は徴収した利用料金を自らの収入とすることができます。

利用料金の額は、条例に規定する額の範囲内とし、あらかじめ教育委員会の承認を受ける必要があります。利用料金の額を変更する場合も同様とします。

なお、スポーツ施設条例及びスポーツ施設規則の規定に基づくとともに、狭山市立地域スポーツ施設管理規程に即して、利用料金を減免することとします。

(2) 指定管理料

指定管理者が行う業務（4の（1）の①から②、（2）の①から②、（3）の業務に要する経費）の総額（消費税、地方消費税、印紙税その他一切の経費を含む。）から利用料金収入見込額及びその他収入見込額を差し引いた額を、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）毎に予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料として支払います。

指定管理者が行う業務に要する経費の算出にあたっては、「狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館指定管理業務の細目」の参考資料を参考にしてください。

この場合、指定管理料の精算は、原則として行わないこととしますが、修繕及び備品購入のための経費、光熱費（電気・ガス）として予定した額に残額が生じた場合には、精算することとします。ただし、光熱費については、指定管理者の創意工夫による削減分はインセンティブとして取り扱い、精算の対象外とします。なお、インセンティブの取り扱いについては、市と指定管理者の協議により決定することとします。

なお、指定管理料の具体的な額や支払方法等は、協議のうえ別途協定で定めます。

(3) 施設の修繕

地域スポーツ施設及び狭山台図書館の修繕を行う場合には、あらかじめ教育委員会と協議を行う必要があります。

(4) 備品の帰属

備品の購入に関しては、あらかじめ教育委員会と協議を行い、指定管理料により購入した備品は狭山市（以下「市」という。）に帰属するものとします。

8. 応募資格

(1) 指定管理者に応募できる者は、指定期間中、安全かつ円滑に地域スポーツ施設及び狭山台図書館を管理運営することができる法人その他の団体（以下「法人等」という。）とします。

(2) 複数の法人等により構成されたグループで応募することもできますが、その場合、次のことに留意してください。

① 単独で応募した法人等は、グループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループによる応募の構成団体となることはできません。

② グループで応募する場合は、グループの名称と代表となる法人等を定めてください。この場合、グループの代表及び構成を変更することはできません。

③ グループにおける出資比率の最小限度基準は、構成員数を勘案して次のとおりとします。ただし、代表となる法人その他団体の出資比率は50%以上とします。

2社の場合・・・30%以上

3社の場合・・・20%以上

なお、出資を伴わないグループによる応募の場合は、出資比率を当該業務に係る構成団体の責任比率としてください。

④ グループの構成団体間での協議の状況を確認するため、グループの構成団体による仮協定書又は協定書案を添付してください。

⑤ 構成団体には、狭山市内に所在する法人等をできるだけ加えるようにしてください。

(3) 法人等（グループの代表団体及び構成団員となっている法人等を含む。）又はその代表者が次の事項に該当する場合には、応募することができません。

① 破産者で復権を得ない者

② 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

③ 地方自治法第244条の2第11号の規定により指定管理者の指定の取消しを受けたことがある者

④ 狭山市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第4条の規定に抵触することとなる者

⑤ 国税及び地方税を滞納している者

- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う者若しくは暴力団又は暴力団の構成員（暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある者
 - ⑦ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされた者
 - ⑧ 民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされた者
- (4) 法人等の役員（無限責任社員、取締役、執行役、監査役、これに準ずる者を含む。）が、(3)の①、④、⑥に該当しないものであること。

9. 責任分担

- (1) 指定管理者は、善良なる管理者の注意をもって、地域スポーツ施設及び狭山台図書館を常に良好な状態で管理運営する義務を負います。
- (2) 指定管理者は、施設又は施設利用者の被災に対し、現場で迅速に対応する責任を有し、被害を最小限とするよう迅速かつ適切に対応を行い、速やかに教育委員会に報告をしなければなりません。
- (3) 市と指定管理者の責任分担は、原則として別紙「責任分担表」のとおりとします。ただし、「責任分担表」に定めのない事項については、教育委員会と指定管理者において別途協議するものとします。

10. 指定管理者に対する監督・監査

- (1) 教育委員会は、指定管理者が管理する地域スポーツ施設及び狭山台図書館の適正な運営を期するために、「狭山市指定管理者の管理運営に対するモニタリング指針」に基づき、指定管理者に対して、業務内容又は経理の状況に関して報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができるものとします。この場合において、指定管理者は、当該報告を行い、当該調査に協力し、又は当該指示に従うものとします。
- (2) 教育委員会又は監査委員は、必要があると認めるときは、指定管理者が行う指定管理業務に係る事務等について、監査を行うことができるものとします。

11. 指定管理業務の継続が困難となった場合における措置

- (1) 指定管理者は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかに、教育委員会に報告しなければなりません。
- (2) 指定管理者の責に帰すべき事由により、指定管理業務の適正な執行が困難であると認められる場合又はそのおそれがあると認められる場合は、教育委員会は、指定管理者に対し改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができるものとします。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかったときは、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消すことができるものとします。
- (3) 指定管理者が、10の(1)の教育委員会の指示に従わないときや指定管理者の財

務状況が著しく悪化するなど、指定管理業務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、教育委員会は、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。

(4) (2) 及び (3) の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、指定管理者に生じた損害については、教育委員会はその責めを負わないものとします。また、指定管理者の債務不履行により、市に損害が生じた場合には、指定管理者は、市に対して賠償の責を負うこととなります。

(5) 教育委員会又は指定管理者の責に帰することのできない事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合には、教育委員会と指定管理者は、指定管理業務継続の可否について協議することとします。

1 2. 一括委託の禁止

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。ただし、本業務の一部（管理運営業務のうち中心的なものでない業務）で、あらかじめ教育委員会が認めたものについては、この限りではありません。

1 3. 原状回復義務

指定管理者は、指定管理者の指定の期間が満了したとき、又は指定管理者の指定を取り消され、若しくは管理運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、地域スポーツ施設及び狭山台図書館の施設又は設備を速やかに原状に回復しなければなりません。

1 4. 説明会及び施設見学会

地域スポーツ施設及び狭山台図書館の指定管理業務についての説明会及び施設見学会を次のとおり開催します。なお、参加者は、1 法人等につき 3 名以内とします。

日 時 令和 7 年 6 月 2 3 日（月）午前 1 0 時から 2 時間程度

場 所 狭山市立狭山台図書館

※ 1 説明会に参加される法人等は、説明会の前日までに狭山市公式ホームページより説明会の参加の申し込みを行ってください

※ 2 説明会当日は、資料は配布しませんので、説明会に参加される方は、募集要項、仕様書等を狭山市公式ホームページより事前にプリントアウトして、お持ちください。

※ 3 施設の見学は、原則、施設見学会の日に実施しますが、別の日を希望する場合はスポーツ振興課にご相談ください。

15. 質問書の受付

募集要項、仕様書等の内容に関して質問がある場合は、6月30日（月）午後5時までに、狭山市公式ホームページより質問事項を入力し、提出してください。

回答は、原則として、7月8日（火）までに狭山市公式ホームページで公表します。

16. 申請書等の提出

指定管理者に応募をする法人等は、17に掲げる応募関係書類を次のとおり提出してください。

- (1) 提出日 7月9日（水）～7月18日（金）※7月14日（月）を除く
- (2) 提出時間 午前9時30分から午後4時までの間
- (3) 提出場所 狭山市立中央図書館
- (4) 提出方法 直接持参してください。郵送等での提出は受け付けません。

※応募関係書類の提出にあたっては、次の点に留意してください。

- ① 期間内に受け付けできなかったときは、申請はなかったものとみなします。

17. 応募関係書類

- (1) 指定管理者指定申請書 【様式1】
(グループで応募の場合)
 - ① グループ構成団体一覧 【様式1-2】
 - ② グループ応募理由及び業務分担表 【様式1-3】
 - ③ グループ仮協定書 【様式1-4】
- (2) 指定管理者事業計画書 【様式2、2-2】
- (3) 指定管理者自主事業計画書 【様式3、3-2】
- (4) 指定管理業務収支予算書 【様式4～4-3、5～5-3】
 - ・ 共通部分にかかる業務については、地域スポーツ施設の収支予算に含める
 - ・ 地域スポーツ施設については、令和7年10月より使用料の改定があるため、改定後の基準で収支予算書を作成すること
- (5) 受託事業実績概要書 【様式6】
- (6) 確約書、役員名簿 【様式7～様式7-4】
- (7) 法人等の概要が分かる書類 【様式任意】
 - ① 設立趣旨
 - ② 沿革
時系列で記載し、主な内容について具体的に記載したもの
 - ③ 事業概要
事業の内容や実績などが分かるもの
 - ④ 組織・運営
・ 組織図、本社・支社・支店の業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれに類するもの

・経営の理念や方針、経営の効率化や透明性の確保に向けての取組み、組織の管理やチェック体制などが分かるもの

⑤ 代表者の履歴

(8) 法人等の定款、寄付行為、規約その他これらに類するもの 【様式任意】

(9) 法人の登記簿謄本（任意団体は除く）

・指定管理者指定申請日前3カ月以内に発行されたもの

(10) 法人等の決算関係書類 【様式任意】

前年度の事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書及び資産目録等）又はこれらに類するもの

(11) 法人等の現年度の事業計画書、収支予算書又はこれらに類するもの 【様式任意】

(12) 法人及びその代表者に国税、地方税の滞納がないことを証する書面 【様式任意】

法人にあつては、指定申請書を提出する日の属する年度の直近2年分の納税を証する書面（法人税、消費税、地方消費税、都道府県民税、市町村民税等）

※1 上記の【様式1～様式7】は、狭山市の公式ホームページからダウンロードできます。

※2 応募関係書類の作成と提出にあたっては、次の点に留意してください。

① 提出書類は、A4縦型綴じにして、インデックスで書類名を示してください。

② 応募関係書類の作成に要する費用は応募者の負担となります。

③ 提出書類について、提出期限後における差し替え及び再提出は認めません。

④ 応募者が提出書類に故意に虚偽の記載をした場合は、応募を無効にすることがあります。

⑤ 提出書類は返却しません。なお、応募関係書類の著作権は応募者に帰属します。

ただし、市は、指定管理者選定の説明等のため、必要な場合には応募関係書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、応募関係書類については、狭山市情報公開条例に基づく開示請求があつた場合には、応募者の許可を得て開示できるものとします。

※ 事業計画書等の作成にあたっての留意点

事業計画書等の作成にあたっては、以下の事項に留意して、必要な提案等を行ってください。

1. 事業計画書【様式2、2-2】

(1) 地域スポーツ施設及び狭山台図書館の管理運営方針について

① 施設の管理運営を行う上での基本的な考え方と達成目標を記述してください。

- ② 施設の管理運営を行う上での基本方針について、平等な利用の確保、コスト削減及び環境への配慮（省エネルギー、温室効果ガスの排出抑制、リサイクルの推進等）の方策を記述してください。

(2) 地域スポーツ施設及び狭山台図書館の運営及び維持管理について

- ① 利用者に対するサービスの向上及び利用促進の方策について、利用者数等の目標設定、利用時間や休業日の設定の考え方、利用料金の設定の考え方等を含めて、具体的に提案してください。
- ② 利用者の安全対策、緊急時対策、防犯防災体制等について、具体的に提案してください。
- ③ 施設の利用者に係る個人情報の保護の体制について、具体的に提案してください。
- ④ 施設管理運営にあたり、組織・勤務体制、職員の配置・採用及び研修計画等の運営体制について、具体的に提案してください。
- ⑤ 施設管理運営にあたり、市内雇用や市内業者の活用等について提案があれば、具体的に記述してください。
- ⑥ 地域への働きかけと他の施設との連携、協力及び交流の考え方について、具体的に提案してください。
- ⑦ 建物や設備を安定的かつ効率的に維持管理するための方策として、保守点検、修繕、清掃等の実施や維持管理経費の縮減について、具体的に提案してください。
- ⑧ 本施設は地域スポーツ施設と狭山台図書館の複合施設であることから、この特性を活かした運営や維持管理、事業について、具体的に提案してください。

(3) 事業について

- ① 地域スポーツ施設及び狭山台図書館の設置目的に沿って、指定管理者が独自に企画して行う事業について、具体的に提案してください。なお、当該事業の実施に係る経費は、事業費に計上するとともに、指定管理料を充てて実施できるものであり、下記の③で述べる自主事業とは別に提案してください。
- ② 事業を実施するにあたって、利用者の声を反映させるための仕組みについて、具体的に提案してください。
- ③ (3) ①で提案する事業とは別に、指定管理者が独自に企画して行う自主事業について、具体的に提案してください。併せて自主事業計画書【様式3】にも記入してください。【様式3】には実施予定のすべての自主事業を記入いただきますが、【様式2】には【様式3】の中から特に詳細を説明したい事業を抜粋して記入してください。なお、当該自主事業に係る経費については、利用料金や利用者からの参加費等で賄うこととし、指定管理料を充てることはできません。

(4) その他特記すべき事項について

上記以外で、地域スポーツ施設及び狭山台図書館の運営や維持管理について提案があれば、具体的に記述してください。

2. 収支予算書【様式4、4-2、4-3、5、5-2、5-3】

地域スポーツ施設及び狭山台図書館の管理運営に係る収支予算書として、【様式4-2、4-3】に施設別の令和8年度から令和12年度まで5年間の収入と支出の見込額を記入し、本業務全体の収入と支出の見込額を【様式4】に記入してください。

また、【様式5-1、5-2】に施設別の収入と支出の見込額の明細を年度ごとに記入し、【様式5】に本業務全体の収入と支出の見込額の明細を年度ごとに記入してください。この収支予算書が指定管理料を算出する基礎となります。

※ 本施設はスポーツ施設と図書館の複合施設ですが、施設全体の維持管理業務の効率化のため、建物や設備の維持管理、保守等にかかる費用につきましては、地域スポーツ施設の管理事業者が一括して負担するとともに、必要な予算は地域スポーツ施設の収支予算書に記載してください。

18. 提出部数

正本1部

副本（コピー）3部

データ（CD-R）1部

19. 指定管理者候補者の選定

(1) 指定管理者候補者の選定は、教育委員会による書類審査（第1次審査）及び生涯学習部所管指定管理者選定委員会でのプレゼンテーション及びヒアリングを踏まえての審査（第2次審査）の2段階で行います。

(2) 審査は、次の基準により行います。

- ① 地域スポーツ施設及び狭山台図書館の運営において、利用対象者の平等な利用を確保することができるものであること。
- ② 地域スポーツ施設及び狭山台図書館の効用を最大限に発揮させるとともに、施設を安全で衛生的に管理することができるものであること。
- ③ 地域スポーツ施設及び狭山台図書館を効率的に管理し、管理に係る経費の縮減を図られるものであること。
- ④ 個人情報の適正な取扱いを確保することができるものであること。
- ⑤ 地域スポーツ施設及び狭山台図書館の管理運営を安定して行う物的及び人的能力を有するものであること。

(3) 第1次審査は、下記の事項について審査を行います。

- ① 団体審査（応募者の適格性の審査）
- ② 内容審査（提案内容の整合性の審査）

(4) 第2次審査は、下記の評価項目・配点により審査を行います。

評価項目		配点
受託能力の評価	財務内容及び管理実績	40
提案内容の評価	施設の管理運営を行う上での基本的な考え方と達成目標	10
	基本方針（平等な利用の確保、コスト削減、環境配慮等）	10
	利用者に対するサービスの向上及び利用促進の方策	10
	利用者の安全対策、緊急時対策、防犯防災体制	10
	個人情報の保護体制	5
	運営体制（組織・勤務体制・職員の配置・採用・研修計画）	10
	市内雇用及び市内調達の方策	5
	地域への働きかけと他施設との連携、協力、交流の考え方	5
	建物及び設備を安定かつ効率的に維持管理するための方策	5
	複合施設であることを活かした運営や維持管理、事業について	5
	指定期間を実施する事業の概要と取り組み方	10
	利用者の声を事業に反映させるための仕組み	5
	自主事業について	5
	その他特記すべき事項について	5
管理運営費の評価	管理運営に要する費用	60
合計		200

(5) 応募者が1者である場合は、総合点が60%以上であれば、指定管理者候補者として選定します。

20. 選定結果の通知

指定管理者候補者の選定の結果は、全ての応募者に、10月中に文書で通知する予定です。

21. 指定管理者の指定及び協定の締結等

(1) 指定管理者の指定

指定管理者候補者に選定された法人等については、令和7年第4回狭山市議会定例会（12月予定）における議決を経て、教育委員会が指定管理者の指定を行う予定です。

(2) 協定の締結

市は、指定管理者の指定を受けた法人等との間で、地域スポーツ施設及び狭山台図書館の管理運営業務の実施に関して協定を締結します。

この場合、指定管理者候補者とあらかじめ仮協定を締結し、このなかで、市議会の議決を経て指定管理者に指定された日に正式な協定としての効力が発生することを明

記しておきます。

なお、協定で定める主な事項は、次のとおりです。

- ・ 指定管理者が業務を実施するうえでの従うべき基準
- ・ 指定管理者の指定期間
- ・ 指定管理者が行う業務の範囲
- ・ 指定管理料の額と支払方法
- ・ 指定管理者が行う施設の修繕と備品の購入及び光熱費の予算の範囲
- ・ 個人情報の保護
- ・ 業務の実施状況等に係る報告書の作成と提出
- ・ 協定の解除の要件等
- ・ 指定管理者と市の責任分担

(3) 引継ぎ、準備

指定管理者は、教育委員会と協議し、指定管理の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、事務を引継ぎ、必要な準備を行うものとします。

なお、引継ぎ及び準備に要する経費は、指定管理者の負担とします。

(4) 留意事項

仮協定を締結後、市議会の議決が得られない場合は、指定管理者の候補者に対して不指定の処分を行い、これにより仮協定は無効となりますが、指定管理者の候補者及び市の双方とも損害賠償の請求は行わないものとします。

(5) その他

応募された法人等の事業計画書等の内容を生涯学習部所管指定管理者選定委員会で審査した結果、管理運営の効率化、サービスの向上等が認められないと判断した場合は、選定される法人等がない場合もあります。

また、議決を経るまでの間に、指定管理者候補者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じたときは、指定管理者に指定しない場合があります。

なお、これらの場合において、市は、応募に要した費用や指定管理業務の準備のために支出した費用については、一切保障しません。

2.2. その他

地域スポーツ施設及び狭山台図書館の指定管理業務の実施にあたっては、この要項に定めるもののほか、「狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館指定管理業務仕様書」及び「狭山市立地域スポーツ施設及び狭山市立狭山台図書館指定管理業務の細目」に定めるとおりとします。

2.3. 問い合わせ先

狭山市教育委員会生涯学習部スポーツ振興課

住 所 : 〒350-1380 狭山市入間川1丁目23番5号

電 話 : 04-2953-1111 (内線 5711)

F a x : 04-2954-8671

電子メール : sports@city.sayama.saitama.jp

狭山市立中央図書館

住 所 : 〒350-1305 狭山市入間川 2 丁目 2 番 25 号

電 話 : 04-2954-4646

F a x : 04-2954-0419

電子メール : chuo-lib@city.sayama.saitama.jp

責任分担表

種類	内容	負担者	
		市	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	地域との協調		○
	施設管理、運營業務内容に対する住民及び施設利用者からの苦情、要望、訴訟への対応		○
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	一般的な税制変更		○
	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
行政的理由による事業変更	行政的な理由から、施設管理、運營業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴雨、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことができない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	運営上必要な初期投資、資金の確保		○
	経費の支払い遅延（市→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備の損傷	小規模なもの		○
	上記以外	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	

種 類	内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
展示物等の損傷	管理者としての注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（小規模なもの）		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの（上記以外）	○	
第三者への賠償	施設の利用者等第三者に対する賠償責任	○（注）	○
情報漏洩、セキュリティ	情報の漏洩、警備不備による事故及び犯罪発生		○
事業終了時の費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間中途における業務を廃止した場合における事業者の撤収費用		○
債務不履行	指定管理者の債務不履行による指定管理業務の破綻等のリスク		○
自主事業リスク	自主事業の運営に関するリスク		○
管理上の問題を伴う事故に対する責任	必要な保険への加入		○
施設の修繕	通常修繕 1 件 200 万円未満（消費税込）		○
	上記以外の修繕	○	

（注）施設の利用者等に損害を与えた場合、第一義的には、指定管理者がその損害の賠償責任を負うものとします。なお、指定管理者の責めに帰すべき理由により損害を与えた場合は、指定管理者がその損害の賠償責任を負うものとします。